



産業廃棄物管理票交付等状況報告書 作成の手引き

Ver.1.05

平成30年5月

秋 田 県

目次

第1	産業廃棄物管理票交付等状況報告書について	3
(1)	概要.....	3
(2)	根拠法令.....	3
(3)	罰則.....	3
第2	報告書の提出について	4
(1)	報告対象事業者.....	4
(2)	報告内容.....	4
(3)	報告期限.....	4
(4)	提出部数.....	4
(5)	所管行政庁.....	4
(6)	提出単位.....	4
(7)	提出方法.....	4
第3	提出方法について	5
(1)	紙面による提出.....	5
①	留意事項.....	5
②	提出先.....	6
(2)	電子申請による提出.....	7
①	電子手続の流れ.....	7
②	申請フロー.....	8
第4	電子マニフェストについて	13

<別紙①> 日本標準産業大・中分類一覧(平成25年10月改訂版)

<別紙②> 比重対照表

第1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

(1) 概要

廃棄物処理法に基づき、平成20年度から産業廃棄物管理票(以下マニフェスト) 交付者に対する「マニフェスト交付等状況報告書」の提出が義務化されました。

前年度(4月1日～3月31日)に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託した全ての事業者は、マニフェストの交付実績等について、毎年6月30日までに所定の様式により提出することが必要となりました。

(2) 根拠法令

廃棄物処理法第12条の3第7項

管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない※。

廃棄物処理法施行規則第8条の27

法第12条の3第7項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に於いて交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第3号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

※法第24条の2第1項の規定により、中核市である秋田市で発生した廃棄物にかかる交付等状況報告書については、秋田市長に提出するものとします。

※ただし、電子マニフェストを利用した場合にあっては、法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はありません。

(3) 罰則

廃棄物処理法第29条第13項

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

13 第12条の6第3項の規定による命令に違反した者

※マニフェスト交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるよう命ぜられる場合があります。この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

第2 報告書の提出について

(1) 報告対象事業者

前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、マニフェストを交付した全ての事業者

(2) 報告内容

前年度(前年の4月1日から翌年の3月31日)の間に交付したマニフェストの交付等の状況(産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数等)

(3) 報告期限

毎年度6月30日

(4) 提出部数

1部

(5) 所管行政庁

①秋田市内 → 秋田市

②秋田市を除く秋田県内 → 秋田県

※本手引きは秋田県へ提出する場合を対象として作成したものです。秋田市へ提出する場合は、秋田市廃棄物対策課(tel:018-888-5713)へお問い合わせ下さい。

(6) 提出単位

廃棄物処理法の所管行政庁(秋田市、秋田県)の区域内にある事業場を管理する本店等(支店、営業所等を含む)ごとに、各所管行政庁※に提出して下さい。

※事業場が秋田市内と秋田市を除く秋田県内に複数ある場合、
秋田市と秋田県へ別々に報告する必要があります。

(7) 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①紙面による提出(P5～6参照)

②「秋田県電子申請・届出サービス」からの提出(P7～12参照)

第3 提出方法について

(1) 紙面による提出

<記載例>

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成〇〇年度)

提出する年月日 平成〇〇年〇月〇日

交付した年度 〇〇年度

捺印は不要です

建設現場の場合は、代表的な現場の名称及び住所を記載して下さい (必ず秋田市を除く秋田県内の住所になります)。

運搬先の住所を記入してください (収集運搬業者の住所ではありません)。

単位は、で記載して下さい (以外の単位で管理している場合は比重対照表 (別紙②) によりに換算して記載して下さい)。

日本標準産業分類中分類 (別紙①) を記載して下さい。

報告者 住所 秋田県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づき、平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称 株式会社〇〇〇〇 支店 業 種 総合工事業 (D06)

事業場の所在地 秋田県〇〇市〇〇〇番地〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	1000	100	0050*****	〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇	0052*****	〇〇株式会社	
2	水銀使用製品産業廃棄物	500	50	0051*****	△△株式会社	△△県△△市△△町△△番地△△	0052*****	◎◎株式会社	秋田県◎◎市◎◎町◎◎番地◎◎
3	金属くず	100	10	0051*****	株式会社□□	□□県□□市□□町□□番地□□			
4				0050*****	▲▲株式会社	▲▲県▲▲市▲▲町▲▲番地▲▲	00*2*****	●●株式会社	●●県●●市●●町●●番地●●

備考

- 1 区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者について記入して下さい。
- 2 同一の都道府県 (政令市) の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

①留意事項

記載に際しての留意事項は次のとおりです。

1. 法人の場合、報告者欄には、事業場を管理する本店等 (支店、営業所等を含む) の住所、名称及び代表者名を記入して下さい (捺印は必要ありません)。
2. 同一の都道府県 (政令市) の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出して下さい。
3. 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入して下さい。
4. 業種には日本標準産業分類の中分類を記入して下さい。 <別紙①参照>
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにして下さい。
6. 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はありません。区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入して下さい。

②提出先

秋田県への提出先は下に示した県内8ヶ所にある保健所となります。

事業場の所在地を所管する保健所に提出して下さい。

※ 事業場が複数あり、提出先が複数の保健所にまたがる場合は、主な事業場を所管する保健所に提出して下さい。

※ 事業場が秋田市内にある場合は秋田市役所へ提出することになります。詳細は秋田市廃棄物対策課へご相談下さい。

提出先	電話番号	所管市町村
大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-5601 大館市十二所字平内新田 237-1	0186-52-3953	大館市 鹿角市 小坂町
北秋田保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1165	北秋田市 上小阿仁村
能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒016-0815 能代市御指南町 1-10	0185-52-4331	能代市 三種町 八峰町 藤里町
秋田中央保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 172 番地の 1	018-855-5173	男鹿市 潟上市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
由利本荘保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒015-0001 由利本荘市水林 408	0184-22-4121	由利本荘市 にかほ市
大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒014-0062 大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-3683	大仙市 仙北市 美郷町
横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒013-0033 横手市旭川 1 丁目 3-46	0182-32-4005	横手市
湯沢保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒012-0857 湯沢市千石町 2 丁目 1-10	0183-73-6157	湯沢市 羽後町 東成瀬村

<参考>

事業場が秋田市にある場合

提出先	電話番号	所管市町村
秋田市環境部廃棄物対策課 産業廃棄物担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5713	秋田市

(2) 電子申請による提出

マニフェスト交付等状況報告について、インターネットを利用し電子的に申請手続を行うことを可能とする「電子申請・届出サービス」の運用を平成21年度より開始しています。

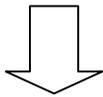
これによりサービス提供サイトにアクセスすることで、自宅や職場のパソコンが県の受付窓口となります。

※注意

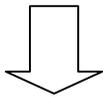
事業場の所在地が**秋田市**の場合は、報告書の提出先が**秋田市役所**になります。
その場合、**本電子申請は利用できません**のでご注意ください。

① 電子手続の流れ

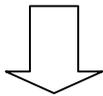
「電子申請・届出サービス」へアクセス(申請者IDの登録が必要です)



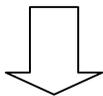
様式一覧から「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を選択し、様式ファイル(エクセル形式)をダウンロード



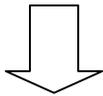
様式の必要項目を入力し、デスクトップ等に保存



申請者情報に関する必要項目を入力



事前に作成した様式ファイルを添付し、申請



申請到達確認

②申請フロー

(ア) 電子申請・届出サービスにアクセスし、秋田県をクリック

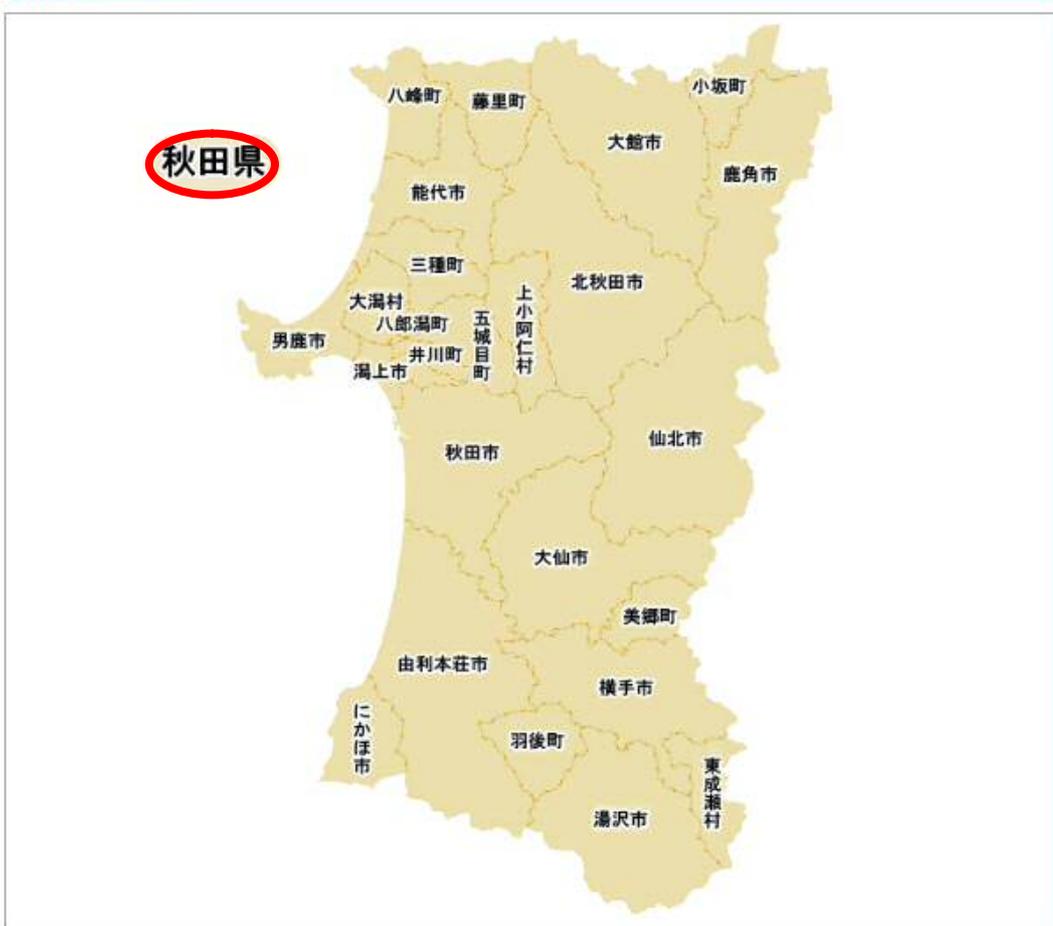
<URL>

https://s-kantan.com/toppage-akita-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action

秋田県 市町村 電子申請・届出サービス

申請団体選択

地図から選択



50音から選択

県			
秋田県			

あ行			
秋田市	秋田市	井川町	羽後町

(イ)「手続き名」に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」と入力し、検索ボタンをクリック。

秋田県 電子申請・届出サービス

手続き申込 | 申込内容照会 | 職責署名検証 | 利用者登録 | ログイン

申請団体選択へ ヘルプ

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [五十音で探す](#)

2018年05月14日 11時04分 現在 ページ 1 / 2 表示件数 10件 20件 50件

手続き名 ▲▼	受付開始日時 ▲▼	受付終了日時 ▲▼
平成31年度 秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験申込 開始しました	2018年05月11日 12時45分	2018年05月25日 17時00分

(ウ)「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」をクリック

秋田県 電子申請・届出サービス

手続き申込 | 申込内容照会 | 職責署名検証 | 利用者登録 | ログイン

申請団体選択へ ヘルプ

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [五十音で探す](#)

2018年05月14日 11時07分 現在 ページ 1 表示件数 10件 20件 50件

手続き名 ▲▼	受付開始日時 ▲▼	受付終了日時 ▲▼
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	2018年04月01日 00時00分	2018年05月14日 12時00分

(エ) 「利用者ID」「パスワード」を入力してログインします。
IDを取得していない方は、「利用者登録される方はこちら」へ進み、IDを取得してから申請手続きをしてください。

(オ) ダウンロードファイル「産業廃棄物管理票交付等状況報告書(別紙).xls」をクリック。エクセル様式をデスクトップ等に保存します。

エクセル様式の入力については、紙面の記入方法を参考としてください。
エクセルデータを入力し終えたら、利用規約をご確認の上「同意する」をクリック。

(カ) 上半分の必要事項をエクセルデータのとおり入力します。

※印があるものは必須です。
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

様式第三号 (第八編の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 年度) ※平成 年 月 日

秋田県知事 様

申請先: ※ 保健所

住所: ※

氏名:

(代表者名) ※ 氏: 名:

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号: 入力例) 012-345-6789 または 0123456789
※

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	※ <input type="text" value="株式会社環境整備"/>	業種	※ <input type="text" value="E建設業:06総合工事業"/>
事業場の所在地	※ <input type="text" value="秋田県秋田市長王4丁目1-1"/>		

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名 又は名称	運搬先の住所	運搬委託者の許可番号	処分委託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1									
2									

(キ) (オ)で保存した入力済みのエクセルデータを添付し、「確認へ進む」ボタンをクリック。

◆添付書類

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (別紙)

電子ファイルを送付する 郵送にて提出する

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- 添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを送付し直してください。
- パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください。

「申込データの一時保存」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

(ク) 入力内容を確認し、「申込み」ボタンをクリック。
 以上で申請は終了です。

申込確認

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

様式第三号（第八編の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 30 年度）

平成30年5月14日

秋田県知事 様
 申請先： 大館 保健所 住所 秋田県秋田市山王4丁目1-1

氏名 株式会社環境整備
 （代表者名） 塚橋 太郎
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）
 電話番号 018-860-1624

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 29 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社環境整備		業種	E建設業：06総合工事業					
事業場の所在地	秋田県秋田市山王4丁目1-1								
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	運搬委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の甲分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同一である場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

◆添付書類
 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（別紙）
 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（別紙）.xls

入力へ戻る **申込み** PDFファイルを作成

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

(ケ) 申込み後の整理番号、パスワードは控えておき、「申込内容照会」から申請状況を確認するようにしてください。内容に不備があった場合は補正指示がありますので、その際は指示に従って内容を訂正し、再度申請してください。

審査完了の証明書等は発行されませんが、もし必要な場合は提出先保健所へ問い合わせください。

申込完了

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の手続きの申込を受付しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

整理番号	013343835790
パスワード	GR7sXm2xdV

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

一覧へ戻る PDFファイルを出力する

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

第4 電子マニフェストについて

電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代えてマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。平成29年の廃掃法改正により、一部義務化されました。

電子マニフェストは排出事業者にとっても多くの利点があり、今後より一層の普及促進が求められています。

【電子マニフェストの特徴・導入のメリット】

電子マニフェストはIT化のメリットである「情報の共有」と「情報伝達の効率化」を活用して、排出事業者、処理業者における情報管理の合理化を推進します。

①事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・排出事業者による管理票の保存が不要
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・管理票データの加工が容易
- ・事務効率化による人件費の削減

②法令の遵守

- ・管理票の誤記・記載漏れを防止
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③データの透明性

- ・管理票の偽造を防止
- ・管理票情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④管理票交付状況の行政報告

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センター(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が報告するため排出事業者の報告が不要

※ 詳しくは、電子マニフェストの運営を行っている「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」にお問い合わせ下さい。

※

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター

TEL : 0800-800-9023

ホームページ : <http://www.jwnet.or.jp/>

<別紙①>

日本標準産業大・中分類一覧（平成25年10月改訂版）

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業	3 3 電気業 3 4 ガス業 3 5 熱供給業 3 6 水道業
G 情報通信業	3 7 通信業 3 8 放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 4 9 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売・小売業	5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸売業 5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業 6 1 無店舗小売業
J 金融業・保険業	6 2 銀行業 6 3 協同組織金融業 6 4 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 6 5 金融商品取引業、商品先物取引業 6 6 補助的金融業等 6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	6 8 不動産取引業 6 9 不動産賃貸業・管理業 7 0 物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス業	7 1 学術・開発研究機関 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 7 3 広告業 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	7 5 宿泊業 7 6 飲食店 7 7 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	7 8 洗濯・理容・美容・浴場業 7 9 その他の生活関連サービス業 8 0 娯楽業
O 教育、学習支援業	8 1 学校教育 8 2 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	8 3 医療業 8 4 保健衛生 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	8 6 郵便局 8 7 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	8 8 廃棄物処理業 8 9 自動車整備業 9 0 機械等修理業（別掲を除く） 9 1 職業紹介・労働者派遣業 9 2 その他の事業サービス業 9 3 政治・経済・文化団体 9 4 宗教 9 5 その他のサービス業 9 6 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	9 7 国家公務 9 8 地方公務
T 分類不能の産業	9 9 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

<別紙 > 比重対照表

注意

この換算係数はあくまであくまで参考値です。
重量換算を行う際には実際の廃棄物の性状を加味して下さい。

廃棄物の種類	換算単位	比重
燃え殻	m ³ t	1.14
汚泥	m ³ t	1.10
廃油	m ³ t	0.90
廃酸	m ³ t	1.25
廃アルカリ	m ³ t	1.13
廃プラスチック類	m ³ t	0.35
紙くず	m ³ t	0.30
木くず	m ³ t	0.55
繊維くず	m ³ t	0.12
動植物性残渣	m ³ t	1.00
ゴムくず	m ³ t	0.52
金属くず	m ³ t	1.13
ガラスくず等	m ³ t	1.00
鉱さい	m ³ t	1.93
がれき類	m ³ t	1.48
動物の糞尿	m ³ t	1.00
動物の死体	m ³ t	1.00
ばいじん	m ³ t	1.26
13号廃棄物	m ³ t	1.00
動物系固形不要物	m ³ t	1.00
建設系混合廃棄物	m ³ t	0.26-0.50
石綿含有建設混合廃棄物	m ³ t	0.26
石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	m ³ t	1.00
石綿含有廃プラスチック類	m ³ t	0.35
石綿含有がれき類	m ³ t	1.48
石綿含有紙くず	m ³ t	0.30
石綿含有木くず	m ³ t	0.55
石綿含有繊維くず(天然繊維)	m ³ t	0.12
廃電気機械器具	m ³ t	1.00
引火性廃油	m ³ t	0.90
引火性廃油(有害)	m ³ t	0.90
強酸	m ³ t	1.25
強酸(有害)	m ³ t	1.25
強アルカリ	m ³ t	1.13
強アルカリ(有害)	m ³ t	1.13
感染性廃棄物	m ³ t	0.30-0.50
廃石綿等(飛散性)	m ³ t	0.30
指定下水汚泥	m ³ t	1.10
鉱さい(有害)	m ³ t	1.93
燃え殻(有害)	m ³ t	1.14
廃油(有害)	m ³ t	0.90
汚泥(有害)	m ³ t	1.10
廃酸(有害)	m ³ t	1.25
廃アルカリ(有害)	m ³ t	1.13
ばいじん(有害)	m ³ t	1.26
13号廃棄物(有害)	m ³ t	1.00

<表の見方> 1立方メートルの燃え殻の場合、重量は1.14トンになります。